群馬県適正化通信 NO. 67

法に基づく認可申請、届出事項(事業計画等)について

標記について、巡回指導や支局の監査において不備が散見され、指摘事項として改善が求められています。特に下記事項については、安全性優良事業所(Gマーク)の認定要件にもなっています。現在の状況を把握するとともに、適正な対応がなされているか、いま一度認可申請書等の確認をお願いします。

1. 事業計画等

(1) 主たる事業所及び営業所の名称、位置に変更はないか。

- ・名称が正しく届出されているか。(正:○○営業所→誤:○○事業所・○○支店等)
- ・主たる事業所及び営業所を新築あるいは移転した場合は、正しく届出がされているか (地名変更を含む)

(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。

- ・支局に届出をした数と現在の車両数が一致しているか。(特に、増減の届出時は注意を要する)
- ・営業所間での配置車両の移動はないか。
- ・種別(普通車・小型車・けん引・被けん引の別)とその数が一致しているか。

(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。

①車庫の位置

- ・認可車庫の廃止や新設はないか。
- ・荷主先や関連会社等への車両の留置きはないか。
- ・運転者の自宅への持ち帰りはないか。
- ・広い敷地内の認可車庫については、認可申請時の見取図や平面図により車庫の位置の 変更がないか。

②車庫の収容能力

- ・認可車庫上に新たに倉庫や建物等が建てられていないか。面積の変更認可申請がされているか。(インタンク・洗車場等の設置を含む)
- ・車両数に合わせた収容面積が確保されているか。

(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力に変更はないか。

- ①休憩・睡眠施設の位置
- ・営業所と一緒に併設されている場合、営業所の新築や移転に伴う変更認可申請がなされているか。(同じ建物内における移動を含む)
- ・認可申請時の見取図や平面図により位置の変更がないか。
- ②休憩・睡眠施設の収容能力
- ・乗務員のためのソファーや椅子等が設置され、ゆっくり休憩できるスペースがあるか。 (施設がきれいに整備管理されているか。物置や他の使用目的で利用されていないか。)
- ・睡眠を与える必要がある乗務員一人当たり2.5㎡以上の広さを有しているか。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。 群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関 電話 027-212-8821